

福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領

福岡県私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の支給については、福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱（平成26年7月28日26私第694号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととする。

第1 高校生等の範囲

- 1 要綱第3条に定める「高校生等」（私立高等学校専攻科の生徒を除く。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（法第5条第1項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、平成26年4月1日以降に入学した者を原則とし、認定基準日である7月1日現在の在籍状況によることとし、また、私立高等学校専攻科の生徒は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者のうち、7月1日現在の在籍状況によることとする。（なお、要綱別表に定める支給額の加算対象となる高校生等については、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の在籍状況によることとする。）ただし、次の各号に掲げる場合には、支給対象とする。
 - (1) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の対象となる者は支給対象とする。なお、この場合の支給の通算回数は、要綱第4条第2項に定める回数に加えて1回支給することができる。
 - (2) 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者は支給対象とする。なお、この場合の内容審査は、7月1日現在の在籍状況ではなく当該入学時の在籍状況により確認する。
 - (3) 7月1日現在、休学していたが年度内に復学した者は支給対象とする。なお、この場合の内容審査は、7月1日現在の在籍状況ではなく復学時の状況により確認する。
 - (4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に該当する場合又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項第4号に該当しない場合であっても、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象となる場合は支給対象とする。
- 2 1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、支給対象外とする。
 - (1) 単位制による教育を行う私立高等学校等（以下「単位制私立高等学校等」という。）に転学、転籍又は編入学（以下「転学等」という。）をした者であって、当該転学等のときにおいて当該単位制私立高等学校等の課程に生徒として在学していたものとみなされた期間の月数が、平成26年4月1日までに12月を超える者又は平成26年4月1日までに修得した単位数が、当該単位制私立高等学校等の卒業に必要な単位数の3分の1以上（定時制、通信制の単位制私立高等学校等にあっては4分の1以上）の者

- (2) 認定基準日現在において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている者
- (3) 他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者

第2 保護者等の範囲

要綱第3条に定める「その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者」とは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 「高校生等」に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人、その他高校生等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。)がいる場合 当該保護者
- 二 「高校生等」に保護者がいない場合 当該高校生等(当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)
- 三 高等学校専攻科に通う生徒については、「保護者等」を「生計維持者」に読み替えるものとする。また、ここでいう「生計維持者」の定義については、福岡県私立高等学校専攻科修学支援金交付取扱要領第1条に定めるものとする。

第3 支給対象世帯

1 生活保護受給世帯

- (1) 要綱別表に定める「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」は、生業扶助が措置されている世帯であつて、7月1日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況を証明書等により確認する。

2 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- (1) 要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」については、「保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が0円の世帯」とする。なお、令和6年度以降の個人住民税については、本要領別紙1及び別紙2含め定額減税後の所得割額で判断することとする。
※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）が行われている場合は、対象としない。生業扶助（高等学校就学費）

が措置されていないことの確認は申請者からの誓約により行う。

- 3 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である専攻科の世帯
- 4 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる専攻科の世帯
- 5 高校生等が在学する私立高等学校等が着用を義務付けている制服を令和7年1月1日以降に発生した災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要となった場合
 - (1) 要綱別表で定める支給額の加算対象者について、第1の1で定める支給額の加算における基準日時点で、第3の1に定める「生活保護受給世帯」に該当する場合は、加算の対象外とする。
 - (2) 要綱別表で定める支給額の加算対象者について、制服が災害等により損失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等による証明書等により確認する。

第4 事務処理等

- 1 この給付金の支給を受けようとする保護者等は、支給申請書（様式1）に必要な応じて次の各号に掲げる確認用書類を添え、原則として高校生等が7月1日に在学する私立高等学校等（要綱別表で定める支給額の加算対象となる高校生等については、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在に在学する私立高等学校等）の設置者（以下「学校設置者」という。）を経由して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、知事が認める場合は、提出済みの確認用書類については省略することができる。
 - (1) 生業扶助（高等学校就学費）の措置状況が分かる証明書
 - (2) 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）
 - (3) 在学証明書（様式2）、個人対象要件証明書（専攻科のみ）（様式7-1、7-2）
 - (4) 「扶養する子が3人いる世帯」の確認については、市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等にて確認することを標準とする。
 - (5) その他知事が定める書類
- 2 学校設置者は、保護者等から提出された支給申請書等に申請者一覧（様式3）を添え、県に提出する。
- 3 知事は、申請に係る内容を審査の上、給付金を支給することが適当であると認めたときは、給付金の額を決定し、学校設置者を経由して決定通知書（様式4）により保護者等に通知する。不相当であると認めた場合も、また同様とする。
- 4 学校設置者は、県から保護者等への決定通知書を受領した場合、当該通知書を保護者等に配付する。
- 5 福岡県外の私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等は、1の規定にかかわらず郵送により知事に提出することができるものとし、知事は、4の規定にかかわらず郵送により当該保護者等に通知する。
- 6 新入生に対する一部支給の早期化については別紙1、家計急変世帯への支援につい

ては別紙2のとおりとする。

- 7 要綱第7条に規定する学校設置者への委任は委任状（様式5）による。学校設置者は、給付金を代理受領した場合は、速やかに当該年度の授業料以外の教育に必要な経費と相殺するものとし、相殺した場合は、相殺通知書（様式6）により保護者等に通知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、遅滞なく学校設置者から保護者等へ支給するものとする。
- 8 給付金を代理受領した学校設置者は、給付金に係る経理を明らかにする帳簿等を備え、かつ、証拠書類を整備して、給付金を代理受領した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第5 申請が行われなかった場合等の取扱い

- 1 支給対象者から知事が定める日までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 支給申請書等に不備があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、支給申請書等の補正が行われないこと、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

附 則

この要領は、平成26年7月28日から施行し、平成26年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月19日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成27年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成28年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月28日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成29年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成30年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成31年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和元年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月14日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和2年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月2日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和2年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月22日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和2年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和3年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月6日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和4年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月27日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和5年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和5年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月22日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和6年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月19日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和7年度の給付金から適用する。

新入生に対する一部支給の早期化について

1. 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対する4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し支給を実施する場合は、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の支給を行う。

この場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した支給額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

ただし、本要領（別紙1）で定める新入生とは、高等学校等に1年生として入学した者をいう。

2. 支給対象世帯について

(1) 生活保護受給世帯の新入生について（専攻科の生徒を除く）

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し支給を行う場合は、要綱別表に定める「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」であることについて、4月1日現在の生業扶助（高等学校就学費）の措置状況を証明書により確認し、要綱別表の別途定める単価に四分の一を乗じた額を支給することとする。
- ② 7～3月分相当額の支給については、7月1日現在の生業扶助の措置状況に基づき判定した支給額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を支給することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の新入生について

- ① 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し支給を行う場合は、要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」であることについて、前年度の課税証明書等により確認し、要綱別表の別途定める単価（要綱別表で定める加算額を除く。）に四分の一を乗じた額を支給することとする。
- ② 7～3月分相当額の支給については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した支給額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を支給することとする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。
- ③ 7～3月分相当額の支給について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税でないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変した場合は、家計急変世帯への支援の対象とする。その際、家計急変支援の申請のあった月の翌

月1日現在の状況に基づく支給額から4～6月分相当額を差し引く必要はないが、要綱別表に定める単価を上限として支給することとする。

例) 4月に前倒し支給を受給したが、7月に課税世帯として年額支給の対象外となった者が、10月から家計急変支援を受ける場合。

○私立全日制高校に在学している場合。

・4～6月分相当額(私立(全日制))

→ $152,000 \text{円} \times 1/4$ (4～6月分相当額) = 38,000円 -①

・10月～翌3月分(私立(全日制))

→ $152,000 \text{円} \times 6 \text{月} (10 \text{月} \sim \text{翌} 3 \text{月分}) / 12 \text{月} = 76,000 \text{円} -②$

①+②=114,000円 < 152,000円(支給単価(年額))のため、家計急変支援としては、76,000円を支給。

○9月に私立全日制高校から私立通信制高校に転学した場合。

・4～6月分相当額(私立(全日制))

→ $152,000 \text{円} \times 1/4$ (4～6月分相当額) = 38,000円 -①

・10月～翌3月分(私立(通信制))

→ $52,100 \text{円} \times 6 \text{月} (10 \text{月} \sim \text{翌} 3 \text{月分}) / 12 \text{月} = 26,050 \text{円} -②$

①+②=64,050円 > 52,100円(支給単価(年額))のため、家計急変支援としては、 $52,100 \text{円} - 38,000 \text{円} = 14,100 \text{円}$ を支給。

3. 事務処理等について

- (1) 上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱いと同様とする。
その場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4～6月分においては4月1日現在の状況によることとする。
- (2) 要綱別表で定める支給額の加算対象者について、高校生等奨学給付金の支給額が4～6月分相当額のみの場合、加算の対象外とする。

家計急変世帯への支援について

1. 概要

家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、高校生等奨学給付金の支給を行う。

2. 支給対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる者を対象とする。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）が行われている場合は、補助対象としない。生業扶助（高等学校就学費）が措置されていないことの確認は申請者からの誓約書により行う。
- (3) 支給額及び家計の状況の確認

① 在校生の場合

- i) 7月1日までに家計が急変し、県の定める期日までに申請のあった者には要綱別表に定める単価（要綱別表で定める加算額を除く。以下同じ。）を支給する。
- ii) 7月2日以降に家計が急変し、県の定める期日までに申請のあった者には、要綱別表に定める単価について、原則、家計急変事由発生日の翌月（家計急変事由発生日が1日の場合は当該月）以降の月数に応じて算定した額を支給する。
- iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）の場合

○ i に該当する者

→152,000円を支給

○ ii に該当する者（10月に家計が急変した場合）

→152,000円×6月（10月～翌年3月）／12月＝76,000円を支給

② 新入生の場合

- i) 4月1日までに家計が急変し、県の定める4～6月相当分の高校生等奨学給付金に係る期日までに申請のあった者には、要綱別表に定める単価に四分の一を乗じた額を支給する。
- ii) 4月1日までに家計が急変したが、iの申請を行わなかった者、又は4月2日以降に家計が急変した者については、①と同様の取扱いにより支給する。
- iii) i・iiいずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

例) 私立（全日制）の場合

○ i に該当する者

→152,000円×1/4（4～6月分相当額）＝38,000円を支給

※7～3月分相当額は、7月時点の状況に基づき改めて判定。

- (4) 支給額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

(5) 要綱別表で定める支給額の加算対象者については、同(3)及び(4)で算定した支給額に加算するものとする。

3. 事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱い(新入生に対する前倒し支給を行う場合は、前倒し支給の取扱い)と同様とする。

4. 家計の状況の確認方法

(1) 確認書類

高校生等奨学給付金を受けようとする生徒が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

(確認書類の例)

- ①雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- ②課税証明書の写し、給与明細等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近の給与明細(原則3か月分)、賞与明細書又は賞与見込額に関する書類、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など(家計急変後)

(2) 収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断する。

<所得割合算額が非課税相当の世帯の年収目安>

世帯構成	年収目安
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象とはしない。
- ・収入見込額には退職金等の一時的な所得、失業手当等の非課税所得は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

原則として、(3か月の平均給与月額×12月) + 賞与(見込)額